

情報通

2010. December 12月号
発行日：平成22年12月1日
発行：東京税理士会
情報システム委員会
題字：金井塚 清（豊島）

～日本は遅れてる？～

～国際都市税理士サミット参加国における電子申告事情～

■はじめに

平成22年10月14日より2日間、韓国ソウルにおいて第2回国際都市税理士サミットが開催されました。参加国はドイツ（ケルン税理士会）、イギリス（イギリス勅許税務協会）、中国（中国注册税务师協会）、韓国（ソウル地方税務士会）、そして日本（東京税理士会）で、各国の諸問題や税理士制度について有意義な会談が行われました。内容の詳細につきましては後日、国際部より報告書を発刊いたしますので、情報システム委員会では、各国の電子申告事情について報告したいと思います。（第2回国際都市税理士サミットにつきましては、会報11月号第6面も併せてご覧ください。）



■各国の電子申告事情

情報システム委員会からサミットへ参加したのは担当常務理事の森外志廣と私の2人でしたが、手分けして各国代表に電子申告事情を聞いて参りました。

通訳と同行しての会話となり、言葉の問題、また時間的制約もあり、大変苦勞いたしました。以下、国別に報告いたします。

- 1. **ドイツ（ケルン税理士会）**…電子申告は普及している模様。
代表者が電子申告についてあまり詳しくない方だったため、詳細について伺うことができませんでした。電子申告は普及しているようでした。
- 2. **イギリス（イギリス勅許税務協会）**…2年後に100%を目指す。
電子申告は導入しており、今後2年間で100%に普及させるそうです。インセンティブにつきましては、法人税申告および所得税申告を電子申告で行うと、申告期限が3ヶ月延びる施策を行っているそうです。本人確認は電子署名ではなく、IDとPASSWORDのみで行っているとのこと。
- 3. **中国（中国注册税务师協会）**…「電子申告」という概念が無い？
中国は、電子申告を導入しているようですが、電子申告の概念自体が無いようで、電子申告について聞くと、「パソコンで申告書を送っている。」という答えだけが返ってきました。国が「こうやれ。」と言えば、それに従うだけのようです。自主申告納税制度の意味が伝わらなかったようです。
- 4. **韓国（ソウル地方税務士会）**…発達した国民番号制度と電子申告
韓国の電子申告については、詳細を聞くことができました。韓国は、ご存知のとおり税理士に税額控除を与えて、税理士の協力の下で電子申告を普及させた国です。ただ、よく聞いてみると、そうでもないようです。
韓国には徴兵制度があり、また北朝鮮の問題を抱えている国ですが、

そうした影響か、国民番号制度が恐ろしいほど発達しています。どんな番号が国民に割り振られているかという、「生年月日」→「性別」そして出生地番号等が並んだ13桁のものです。例えば生年月日が1950年1月1日で男性の場合は、「500101-1****○△」となります。この番号は、出生時に国から与えられ、国民全員がカードで持っています。

このカードは、病院に行く際や年金を受給する時、また買い物をする時など、生活のいたるところで必要となり、持っていないとかなり不便な生活となってしまいます。

買い物をする店のレジは国税庁とオンラインで繋がっていて、国民全員がどんな買い物をしたか、ということが国税庁にわかる仕組みとなっています。

法人の事業および個人事業での取引は、消費税申告によって取引の一つ一つが法人事業番号および個人事業番号によって申告されています。（実務的には月ごとの締め合計によって）例えば所得税の医療費控除は、もう国税局に把握されていますので、申告するときには領収書無しで国税局のHPから印刷した医療費金額明細書を添付するそうです。

自分の使ったお金は、国税局のHPで閲覧できることとなります。膨大な取引データが何に使われているかは、国民はわからないそうです。ただ「全部わかっているのだよ」ということで、申告の抑止力になっているそうです。

どこの国にもありますが、裏取引におけるインボイスのない取引は、どうやって見つけるかを聞きましたが、国民全員が裏取引を監視見つけて国税庁に告発すると、懸賞金がもらえるそうです。その懸賞金で生活している人もいます。

そのような国なので電子申告は、もはや電子でないと申告できない国となってしまっています。もちろん電子署名などなく、IDとPASSWORDだけです。申告ソフトも国から支給されたものでない問題がないそうです。IDとPASSWORDは、税理士が国から貰って、税理士のIDとPASSWORDを使いクライアントの申告をするそうです。

■おわりに

各国の電子申告事情を聞くべく、できる限り努力いたしましたが、各国とも電子署名などなく、電子申告の普及するスピードも、ものすごく速いことを実感しました。また国民の利便性や理解度もかなり進んでいます。各国とも事情は異なりますが、日本も世界に遅れをとらないよう、努力していくことを期待したいと思います。

情報システム委員会 副委員長 細田俊男

ミニセミナー

「Excelと会計ソフトのデータ連携」

とき 12月16日(木) 13:00～14:00

ところ モリタニビル2階会議室 (東京税理士会館隣)

定員 先着20名
講師 東京税理士会情報システム委員会委員
対象 本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。（研修受講時間に認定されます。）

e-mail johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。

記載事項 (①登録番号、②支部、③氏名)

TEL 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)



本会のIT化コンテストに参加して

堀 泰博 (町田)

(左は最新アプリによる私のエフェクト画像)

長引く不況の中で、顧問先との関係強化を模索していた私は新たなコミュニケーションツールとして、アップル社のiPadを試してみました。以下はその報告です。

我が業界のコンピューター利用の歴史は会計専用機からPCへと、集中処理から分散処理に変遷していますが、コンピューターの社会的な利用は、集中処理と分散処理の繰り返しであります。個人事業を基本とする我が業界にとって、集中処理による画一的なサービスの提供とコストダウンより、分散処理と多様なサービスの提供の方が適していると考えています。そこで、最小の投資でユニークなサービスの提供が基本命題となりました。

なぜiPadなのか

◇ 第一に価格が安いことが挙げられます。今でも私が欲しいノートPCは実売価格で30万円近くしますし、さらにソフトも必要で、その合計額は40万円を超えるでしょう。一方iPadは10万円で見えました。

◇ 第二に軽いことです。ノートPCを利用して一番の問題は持ち歩くには重いことです。小型軽量化の得意な我が国でも、約1キロが限界です。私のiPadは730グラムも有りますが、それでもACアダプターなどの付属品も考えればノートPCの半分と言えます。

◇ 第三に起動が速いことです。電源オフの状態からの起動も素早く、PCの起動に掛かる時間があれば、簡単なメールチェックや電話メモなども済ませる事が出来るほどです。それ以外にも小気味よいほどに素早く反応してくれます。

◇ 第四に操作方法を覚える必要がないことです。覚えるほどの複雑さがないと言うことです。全ての操作は画面を指で触れたり、なぞるだけです。データの入力画面になると素早くしかるべき画面に切り替わります。しかも直感的で説明など不要です。迷ったときはたった一つだけあるボタンを押せば常に最初に戻り、しかも入力途中のデータも保持されています。業務の道具であるのに、その操作が覚えきれないのは本末転倒です。

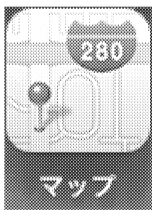
ボタンを押して起動し、困ったらボタンを押す。私もこの二つの事を聞いただけで使えました。

20年以上ノートPCも使ってきた私にとって、デスクトップPCの代替えになりそうでならないノートPCより、機能に多くの制限があるのにiPadの方が使い易い面が多いのは意外でした。

◆ 相対で、個人的なコミュニケーションを基本とする税理士にとってはうってつけの道具と考えています。このようなユニークな道具を使うのですから、それ相応の他にはないサービスを提供すれば鬼に金棒ですが、今回は手軽で一般的な利用例を三つご紹介しました。

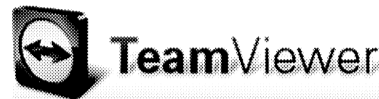
1. 目の前で確認：相続が心配な高齢者からの財産評価の依頼の場合

大暑の日に向った時のことです。5年前に取得したという不動産の確認にグーグルマップとストリート・ビューを使いました。と言ってもiPadに標準搭載なのでPC用とは少し違います。GPS機能内蔵なので、ワンタッチで現在位置(訪問先)が地図上に表示されますから、現地までストリート・ビューで確認しながら進みます。途中で、角を右にではなく左だと指摘され、3丁目の15ではなく、16であることが判明しましたので地図上に正しい位置を記録しました。表示された地図上の場所を指でちょっと押さえるだけで位置が記録できます。念のため路線図にもしるしを記録しました。これも画面に表示させた路線図を指でなぞるだけです。



2. 出先から事務所のPCを使う：携帯電話回線を通じて事務所のPCを操作する

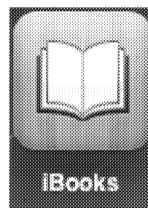
最新の技術を使うと、携帯電話の通じる場所ならどこからでも事務所のPCを遠隔操作することが出来ます。インターネットの閲覧ではイライラする環境でも、ストレス無く事務所のPCを操作できるのは驚きです。これで重要なデータを持ち出すことも無く、事務所に戻ってからデータを移す手間もありません。これは大変重要なことです。それと、OSの違いを気にする必要もありません。アップルのiPadで遠隔操作する事務所のPCはウィンドウズ・マシンです。勿論PC上の会計ソフトも操作できます。



ちなみにこの遠隔操作ソフト、ドイツ製なのですが、マニュアルが無くても30分で接続できるようになりました、この使い易さがiPadの利点です。まあ、ドイツ語のマニュアルなどあっても読めませんが。

3. 素朴な道具を素朴に使う：電子書籍として最新情報を手軽に利用する

今では最新の情報は役所でもまずはインターネット上で公開されます。この文字通りの最新情報をiPadに取り込めば、その場で利用できます。しかも単なる閲覧ではなく、直接書き込めるので、チェックリストならその場で指でなぞってチェックマークを付けることが出来るのです。必要書類一覧とか添付資料一覧なら、その場で資料の有無を漏れなくチェックでき、しかも結果を記録に残せます。



無敵の参考書を持っているようです。更に良いのは、いくら書類や資料を取り込んでも、紙と違って重くなりません。勿論デジタルデータですから検索も出来ます。

電子書籍など専用コンテンツを待つことなく、既存の公開資料をすぐさま活用可能な税理士には大きな利用価値と可能性があると思います。

また、パソコン好きな方は意外に感じるかもしれませんが、話し合いの場でノートPCを開いて画面に見入るのは、かなり違和感を与えるものです。その点iPadはほとんど紙に近い感覚で、フレンドリーな道具です。きれいな液晶画面は相手の方に向かってちょっと傾けるだけでクルッと180度向きを変え、とてもほほえましい感じで、それだけで話が弾みます。

最後に、半年近くたって私がかもっとも利用するiPadとは、標準装備の「カレンダー」です。起動が速いので、電話が鳴ってから立ち上げて也十分に間に合いますし、電話内容の記録も苦になりません。この内容はネット上のグーグルカレンダーと同期できるので、自宅PCからも確認、修正できます。これで税理士法に規定される業務処理簿の作成も抜きありません。そればかりか実績に基づく年間行動予定表とか、顧問先別の活動明細とか、相談内容別の分類など、デジタルデータならではの応用も可能になります。蛇足ながら、入力画面に現れるソフトウェア・キーボードが結構使えます。私はPCの横の専用スタンドに置いているので、入力用のキーボードもいらす場所を取らないのが使える隠れた理由です。

このように限られた機能ですが、その分使い方の工夫によってはまだまだユニークな利用方法が生まれると思います。情報フォーラムでもiPadの紹介が複数ありました。これを機会に、新たな業務や利用方法についての勉強会、意見交換会を開きたいと思いますので、参加をご希望の方は、町田支部の堀までご連絡ください。



予告

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

セミナー「TAINS自由自在」開催案内

最新の注目判決・非公開裁決をはじめ、情報公開法に基づき開示された豊富な内部資料について解説します。

TAINS会員でなくてもご参加いただけますので、ご入会を検討されている方も、ぜひご受講ください。

3時間であなたも、TAINS検索の達人に!

※無料、事前申込不要(当日直接会場にお越し下さい。)※東京税理士会の研修受講時間に認定されますので、研修受講履歴カードを持参ください。※事務所職員の参加も可能です。

日時 平成22年12月17日(金) 13:30~16:30

場所 東京税理士会館 2階 大会議室

共催 東京税理士会情報システム委員会
税理士情報ネットワーク(TAINS)東京ユーザー会

講師 谷 信洋、朝倉洋子、飯塚 武、依田孝子、菅沼俊広、正木洋子